

奈良県教育委員会教育長訓令第三号

事務局 一般

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会所属職員服務規程（昭和三十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第三条第七号を次のように改める。

七 総務事務システム 電子計算機を利用して、職員の人事、給与、福利厚生等に関する事務の処理を行うシステムで奈良県総務部総務厚生センター所長（以下「総務厚生センター所長」という。）が管理するものをいう。

第三条の三第一項、第三項、第四項、第六項及び第七項、第四条第三項並びに第八条の三第三項中「企画管理室長」を「総務課長」に改める。

第十条中「企画管理室長」を「総務課長」に改め、「（以下「総務厚生センター所長」という。）」を削る。

第十二条第二項、第十五条及び第十九条から第二十一条までの規定中「企画管理室長」を「総務課長」に改める。

第一号様式から第一号様式の四まで及び第十五号様式中「企画管理室長」を「総務課長」に改める。